



長野県報

6月29日(木)
平成18年
(2006年)
第1773号

目 次

規則

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2
---	---

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療チーム)	2
特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部改正(健康づくりチーム)	2
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(昭和56年長野県告示第483号)の一部改正(健康づくりチーム)	3
農地法に基づく土地配分計画の作成(農業政策チーム)	3
公共測量の終了(県土活用支援チーム)	3
都市計画法に基づく都市計画の変更及び都市計画図書の縦覧(都市計画チーム)	3
昭和49年長野県告示第452号(水防管理団体を指定)の一部改正(河川チーム)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防チーム)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防チーム)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防チーム)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防チーム)	6

公 告

表彰規則に基づく表彰(秘書チーム) 秘書チーム	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO推進チーム)	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム)	7
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用チーム)	7
家畜伝染病発生の報告(食の安全・生活衛生チーム)	10
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(水と土・郷づくりチーム)	10
土地改良区の定款変更の認可(2件)(水と土・郷づくりチーム)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム)	10
一般競争入札(財産活用チーム)	11
開発行為に関する工事の完了(5件)(建築まちづくりチーム)	12
一般競争入札(住宅チーム)	13
一般競争入札(県立病院チーム)	13
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課)	14
警備業法に基づく検定(生活安全企画課)	15
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	16
一般競争入札(産業技術支援チーム)	17



管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年6月29日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「事務長」を「事務長 経営管理部長 看護部長」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の県立病院の項中

精神病院の総看護師長である職員、看護師又は准看護師である職員(精神病患者に直接接することを本務とする職員及び総看護師長である職員を除く。)を

精神病院の総看護師長である職員
看護師又は准看護師である職員(精神病患者に直接接することを本務とする職員及び看護部長又は総看護師長である職員を除く。)に、

「総看護師長()」を「看護部長又は総看護師長である職員()」に、「除く。」である職員を「除く。」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中「事務長」を「事務長、経営管理部長、医療技術部長、看護部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成18年6月8日から適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第347号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成18年6月29日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成21年6月25日

医療チーム

長野県告示第348号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日以降の医療給付から適用します。

平成18年6月29日

長野県知事 田中康夫

第3第1項中「又は介護療養施設サービス」を「、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導」に改める。

第3第4項第1号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法(平成18年厚生省告示第92号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生省告示第99号)、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生省告示第102号)又は厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)に基づき算定した額の合計額から、第5第3号に掲げる各法律に基づき保険者又は共済組合が負担すべき額を控除した額(第5第3号のウに掲げる者にあっては、老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額)

第3第4項第2号中「平成12年厚生省告示19号」又は「平成12年厚生省告示19号、」に改め、「平成12年厚生省告示21号」の次に「又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」を加え、「及び居宅療養管理指導又は指定介護療養施設サービス」を「、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導」に改め、「負担すべき額」の次に「(介護保険法第69条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定の適用前の額)」を加える。

第4第2号中「基づく訪問看護」の次に「及び介護予防訪問看護」を加える。

健康づくりチーム